

諸報告資料

(令和3年門真市教育委員会第4回定例会)

門真市教育委員会

令和3年度門真市一般会計当初予算

(歳入)

(単位：千円)

区 分	令和3年度 A	構成比%	平成2年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 市税	17,186,071	29.0	18,278,947	29.4	△ 1,092,876	△ 6.0
2 地方譲与税	171,688	0.3	191,318	0.3	△ 19,630	△ 10.3
3 利子割交付金	16,250	0.0	32,505	0.1	△ 16,255	△ 50.0
4 配当割交付金	81,676	0.1	77,450	0.1	4,226	5.5
5 株式等譲渡所得交付金	64,957	0.1	35,457	0.1	29,500	83.2
6 法人事業税交付金	60,076	0.1	122,991	0.2	△ 62,915	-
7 地方消費税交付金	2,832,843	4.8	2,853,555	4.6	△ 20,712	△ 0.7
8 環境性能割交付金	25,316	0.0	25,000	0.0	316	1.3
9 地方特例交付金	365,526	0.6	45,000	0.1	320,526	712.3
10 地方交付税	6,863,408	11.5	7,077,000	11.4	△ 213,592	△ 3.0
11 交通安全対策特別交付金	17,588	0.0	13,800	0.0	3,788	27.4
12 分担金及び負担金	69,623	0.1	78,641	0.1	△ 9,018	△ 11.5
13 使用料及び手数料	1,224,172	2.1	1,177,236	1.9	46,936	4.0
14 国庫支出金	16,001,502	26.9	17,675,329	28.4	△ 1,673,827	△ 9.5
15 府支出金	5,780,823	9.7	6,301,336	10.1	△ 520,513	△ 8.3
16 財産収入	292,660	0.5	505,948	0.8	△ 213,288	△ 42.2
17 寄附金	730,000	1.2	46,900	0.1	683,100	1456.5
18 繰入金	1,271,741	2.1	699,444	1.1	572,297	81.8
19 諸収入	876,692	1.5	745,749	1.2	130,943	17.6
20 市債	5,620,388	9.4	6,251,394	10.0	△ 631,006	△ 10.1
歳入合計	59,553,000	100.0	62,235,000	100.0	△ 2,682,000	△ 4.3

(歳出)

(単位：千円)

区 分	令和3年度 A	構成比%	令和2年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 議会費	383,739	0.6	388,362	0.6	△ 4,623	△ 1.2
2 総務費	5,987,829	10.1	5,602,003	9.0	385,826	6.9
3 民生費	30,218,407	50.8	30,508,078	49.1	△ 289,671	△ 0.9
4 衛生費	3,845,635	6.5	3,836,326	6.2	9,309	0.2
5 農林水産業費	29,084	0.0	27,235	0.0	1,849	6.8
6 商工費	203,950	0.3	205,383	0.3	△ 1,433	△ 0.7
7 土木費	8,834,322	14.8	11,516,414	18.5	△ 2,682,092	△ 23.3
8 消防費	1,717,986	2.9	1,778,610	2.9	△ 60,624	△ 3.4
9 教育費	3,509,302	5.9	3,530,087	5.7	△ 20,785	△ 0.6
10 災害復興費	9	0.0	9	0.0	0	0.0
11 公債費	4,772,737	8.0	4,812,493	7.7	△ 39,756	△ 0.8
12 予備費	50,000	0.1	30,000	0.0	20,000	66.7
歳出合計	59,553,000	100.0	62,235,000	100.0	△ 2,682,000	△ 4.3

令和3年度 教育費当初予算の概要

(歳出)

(単位：千円)

項	目	令和3年度	令和2年度	増減額	概 要
1 項	教育総務費	1,058,903	826,613	232,290	
	(1) 教育委員会費	6,494	6,495	△ 1	・委員会定例会等事務 6,494
	(2) 事務局費	649,384	392,816	256,568	・幼児教育推進事業 105 ・学校適正配置推進事業 73,696 ・教育のICT環境整備事業 34,496 ・学校施設営繕事業 103,142 ・GIGAスクール構想推進事業 27,799 ・病休等代替アルバイト配置事業 16,539 ・職員労働安全衛生事業 91
	(3) 教育振興費	381,070	381,241	△ 171	・就学援助事業 180,121 ・奨学金事業 6,526 ・スクールアドバイザー配置事業 10,673 ・教職員研修事業 530 ・学力調査推進事業 3,750 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 34,943 ・特別支援教育推進・看護師配置事業 59,467 ・中学生放課後学習支援K a d o m a 塾事業 4,617 ・学校図書館司書配置事業 17,415 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 1,950 ・英語指導員配置事業 13,878 ・教育課程事業 29,522 ・児童生徒学習支援事業 4,200 ・子ども悩み相談サポート事業 7,667 ・教職員の健康障害防止対策事業 577 ・就学事業 107
	(4) 人権教育推進費	8,067	8,348	△ 281	・人権教育推進支援事業 8,067
	(5) 教育センター費	13,888	37,713	△ 23,825	・適応指導教室等運営事業 6,153 ・教職員研修事業 2,667 ・学力向上事業 1,136 ・教育のICT環境整備事業 3,932
2 項	小学校費	837,072	971,622	△ 134,550	
	(1) 学校管理費	837,072	971,622	△ 134,550	・学校安全推進事業 26,433 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 21,507 ・学校保健事業 16,856 ・小学校施設整備事業 152,432 ・教育のICT環境整備事業 55,046 ・学校施設営繕事業 70,257 ・学校災害給付事業 6,036 ・給食運営事業 25,342 ・給食調理事業 5,562

項	目	令和3年度	令和2年度	増減額	概 要
					<ul style="list-style-type: none"> ・小学校運動場芝生化事業 510 ・学校予算配当事業 187,916 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 4,620
3項	中学校費	367,435	584,661	△ 217,226	
	(1) 学校管理費	304,279	521,565	△ 217,286	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 9,005 ・中学校施設整備事業 45,287 ・教育のICT環境整備事業 23,591 ・学校施設営繕事業 58,664 ・学校災害給付事業 5,448 ・給食運営事業 2,722 ・給食調理事業 2,032 ・水泳授業民間活力導入検討事業 4,104 ・学校予算配当事業 99,947 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 2,953
	(2) 学校建設費	63,156	63,096	60	・中学校施設整備事業 63,156
4項	幼稚園費	184,088	218,628	△ 34,540	
	(1) 幼稚園管理費	72,383	64,234	8,149	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園運営事業 20,761 ・公立幼稚園運営事業(新型コロナ対策) 500
	(2) 教育振興費	111,705	154,394	△ 42,689	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食費補助事業 4,429 ・子育てのための施設等利用給付事業 107,276
5項	社会教育費	11,335	14,962	△ 3,627	
	(1) 社会教育総務費	300	301	△ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業 94 ・社会教育活動促進事業 206
	(2) 青少年費	11,035	14,661	△ 3,626	<ul style="list-style-type: none"> ・「まなび舎Kids」事業 981 ・子どもの安全見守り事業 66 ・青少年社会環境整備事業 1,310 ・成人祭事業 906 ・めざせ世界へはばたけ事業 5,807 ・地域学校協働本部事業 1,965
6項	保健体育費	405,945	365,899	40,046	
	(1) 保健体育総務費	405,945	365,899	40,046	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 2,704 ・給食運営事業 367,793 ・学校体育施設開放事業 1,813
	合 計	2,864,778	2,982,385	△ 117,607	

令和2年度門真市教育費繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	124,380
		給食運営事業	34,092
		学校保健特別対策事業	14,800
	中学校費	学校保健特別対策事業	7,600

門真市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱

門真市適応指導教室設置要綱（平成6年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>様々な原因</u>によって登校できない状況にある児童生徒に対して、<u>個々の実態に合わせた支援</u>を行い、集団への位置付けやカウンセリングを図り、もって<u>基本的な生活習慣の改善</u>及び集団生活への適応を促し、<u>学校生活及び社会生活</u>への復帰を支援するため、門真市適応指導教室（以下「教室」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>心理的又は情緒的原因</u>によって登校できない状況にある児童生徒に対して、<u>創造活動やスポーツ等の活動</u>をとおして、<u>集団への位置付けやカウンセリング</u>を図り、もって_____集団生活への適応を促し、<u>学校生活</u>_____への復帰を<u>援助</u>するため、門真市適応指導教室（以下「教室」という。）を設置する。</p>
<p>(名称)</p> <p>第2条 教室の名称は、次のとおりとする。 名称 <u>教育支援ルーム「かがやき」</u></p>	<p>(名称)</p> <p>第2条 教室の名称は、次のとおりとする。 名称 <u>「かがやき」</u></p>
<p>(対象者)</p> <p>第4条 教室の対象者は、<u>本市の区域内に在住し、又は在学する児童生徒で、様々な原因により、登校できない状況にあるものとする。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第4条 教室の対象者は、<u>門真市立小・中学校に在籍する児童生徒で、心理的又は情緒的原因により、登校できない状況にあるものとする。</u></p>
<p>(開設時間)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 教室の開設時間は、前項に規定する<u>開設日の午前9時30分</u>から午後3時までとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(開設時間)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 教室の開設時間は、前項に規定する<u>開室日の午前10時</u>から午後3時までとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(指導員)</p> <p>第6条 入室の児童生徒を指導するため、<u>指導員</u>を置く。</p>	<p>(指導者)</p> <p>第6条 入室の児童生徒を指導するため、<u>適応指導教室指導員</u>を置く。<u>教室の指導者は、適応教室指導員とする。</u></p>
<p>(入退室検討委員会)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p>	<p>(入退室検討委員会)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p>

改正後	改正前
<p>2 検討委員会の構成員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指導員</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>(退室)</u></p>	<p>2 検討委員会の構成員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>適応指導教室指導員</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>(退室)</u></p>
<p>第9条 <u>検討委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、退室について検討を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>指導員、入室の児童生徒又はその保護者が在籍校へ登校できると判断したとき。</u></p> <p>(2) <u>入室の児童生徒又はその保護者が退室を希望し、在籍校を通じて教育委員会に書面で申出をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情が生じたとき。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定による検討の結果、検討委員会が退室と判断したときは、退室手続を行い、その旨を保護者及び在籍校の校長に通知するものとする。</u></p> <p>(在籍校等との連携)</p>	<p>第9条 <u>教育委員会は、検討委員会が入室の児童生徒は在籍校へ登校できると判断したときは、退室手続を行い、その旨を保護者及び在籍校の校長に通知するものとする。</u></p> <p>(在籍校等との連携)</p>
<p>第10条 <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、入室者の出席状況及び学習状況を在籍校の校長に連絡するとともに、<u>学級担任等</u>と情報交換を行い連携に努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第10条 <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、入室者の出席状況及び学習状況を在籍校の校長に連絡するとともに、<u>学級担任</u>と情報交換を行い連携に努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。